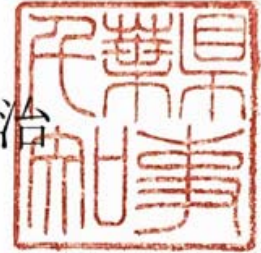


平成28年 9月26日

(株) ゆめりホーム

市橋 吉則 様

千葉県知事 鈴木 栄 治



一般 建設業の許可について (通知)

平成 28 年 8 月 19 日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 許 可 番 号 | 千葉県知事 許可(般-28) 第 51080 号 |
| 許可の有効期間 | 平成 28 年 9 月 27 日から平成 33 年 9 月 26 日まで |
| 建設業の種類 | |

建築工事業
左官工事業
屋根工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

大工工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成 33 年 8 月 27 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)